

手話言語条例を制定しました

問 福祉課社会福祉係 ☎95-9884



手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、ろう者とろう者以外の人が共生できる社会の実現を目的に、手話言語条例を4月1日に施行しました。

本条例のろう者とは、聴覚の障害により手話を言語として日常生活や社会生活を営む人と定義しています。ろう者は、手話を用いて意思疎通を図っており、独自の言語として大切に受け継がれ発展してきましたが、手話は言語として認められず、苦難を強いられてきました。条約や法改正によって、手話が言語であるとの位置付けが制度的には確立されましたが、認識はいまだ十分に深まっているとは言い難く、手話を通じて十分なコミュニケーションを図ることができる環境を整備する必要があります。

基本理念

- ・ろう者が自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指します。
- ・手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築します。
- ・ろう者はコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければなりません。

責務と役割

- ・市は、手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策を総合的かつ計画的に実施するよう努めます。
- ・市民は、ろう者のコミュニケーションにおける手話の必要性についての理解を深めます。
- ・ろう者は、主体的に手話の普及に努めます。
- ・事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めます。

市が努める施策

- ・手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- ・手話によるコミュニケーション及び情報取得に関する施策

市は、手話に関する施策を定める場合又は手話に関する施策を適切に実施するため必要があると認める場合は、ろう者や手話通訳者などから意見を聴くため、協議の場を設置します。



コミュニケーション支援事業を行っています

●手話通訳者設置

市役所内での手続きに同行し手話通訳をします。申し込みは不要です。

時 毎週金曜日 14時～17時 **所** 福祉課

●手話通訳者派遣

病院を受診するときなどに手話通訳者を派遣します。

対 聴覚障害、音声言語機能障害、難病などで手話通訳者を必要とする人

申 利用したい日の7日前までに、申請書を郵送、FAX (FAX 48-2940)、メール (✉fukusika@city.hekinan.lg.jp)、直接のいずれかで福祉課

●手話通訳者派遣費補助金 (4月新設)

事業者が、(一社)愛知県聴覚障害者協会を通じて手話通訳者の派遣を依頼する際の費用を補助します。

対 市内に事業所を有する事業者

補助額 手話通訳者の派遣に要した1日当たりの費用の4分の3 (上限7,500円)

申 事業を実施する日の7日前までに申請書を直接福祉課

手話を学んでみませんか

問 心身障害者福祉センター ☎48-1720

心身障害者福祉センターでは、手話に興味のある人を対象に手話教室を実施しています。ろう者の人との交流の機会もありますので、是非参加してください。